

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（325）」
2. 日時：平成29年9月5日 13時30分～14時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、田尻安全審査官、土野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室長代理 他7名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 航空機墜落による火災影響評価の内、「基地－訓練空域間往復時」の落下事故に対する評価方法の変更において、全国の落下実績に基づき算出していることを整理して提示すること。
- 航空機墜落による火災影響評価において、使用済燃料乾式貯蔵施設の扱いの変更（東海第二発電所の原子炉施設と使用済燃料乾式貯蔵施設を独立して評価）に伴い、全体の評価での変更点について整理して提示すること。
- 防火帯の植生管理エリアの内、他事業者の敷地エリアについては、他事業者と協議を火災防護計画に定めるとある。この事項は、「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）」の審査会合の指摘事項である「原電の責任においてどのように管理していくのか、前提条件として当該敷地に対する確約結果が必要である。」と同様であることをヒアリングにおいても再三指摘していることから、事業者としてどのように確保を行っていくかについて整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「24条 安全保護回路」について、本日の提出資料に基づき説明があった。

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）
- ・ 東海第二発電所 外部火災影響評価について
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）（審査会合における指摘事項の回答）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（外部からの衝撃による損傷の防止（6条）外部火災関連）
- ・ 東海第二発電所 安全保護回路（抜粋）